

観光振興事業費補助金交付要領
(地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業)

平成30年3月28日	国総支第62号
	国鉄総第325号
	国自旅第294号
	国海内第187号
	国港総第597号
	国空事第1072号
	国空業第165号
	観参第294号
	国総事第97号
	国総支第54号
平成31年4月2日	国都街第122号
	国都景歴第117号
	国道総第530号
	国道企第94号
	国住市第130号
	国鉄総第427号
	国鉄都第200号
	国鉄事第392号
	国鉄施第315号
	国自旅第315号
	国海内第250号
	国海外第414号
	国港総第699号
	国空事第1745号
	国官参空第83号
	観参第818号
	国官総第386号
	国総地第68号
	国総モ第27号
	国総物第691号
令和2年3月31日	国総事第78号
	国都街第107号
	国都景歴第100号
	国道総第470号
	国道企第109号
	国住市第105号
	国鉄総第468号
	国鉄都第236号
	国鉄事第442号
	国鉄施第336号
	国自旅第302号
	国海内第120号
	国海外第278号
	国港総第682号
	国官参空第100号
	観参第1229号
	国官総第252号
	国総地第76号
	国総モ第75号
	国総物第126号
令和2年11月5日	国総事第32号
	国都街第76号
	国都景歴第63号
	国道総第231号
	国道企第66号
	国住市第79号
	国鉄総第270号
	国鉄都第119号
	国鉄事第311号

	国鉄施第206号
	国自旅第260号
	国海内第172号
	国海外第173号
	国港総第401号
	国空総第662号
	観参第779号
令和3年3月24日	国官総第122号
	国総地第109号
	国総毛第99号
	国総物第160号
	国総事第68号
	国都街第124号
	国都景歴第104号
	国道総第506号
	国道企第114号
	国住市第136号
	国鉄総第442号
	国鉄都第222号
	国鉄事第733号
	国鉄施第439号
	国自旅第464号
	国海内第220号
	国海外第308号
	国港総第710号
	国空総第1123号
	観参第1149号
令和4年3月22日	国官総第205号
	国総地第78号
	国総毛第97号
	国総物第90号
	国総事第78号
	国都景歴第81号
	国道総第513号
	国道企第111号
	国住市第74号
	国鉄総第430号
	国鉄都第197号
	国鉄事第691号
	国鉄施第340号
	国自旅第527号
	国海内第300号
	国海外第415号
	国港総第676号
	国空総第1188—2号
	観参第730号
令和5年3月31日	国官総第159号
	国総地第117号
	国総毛第119号
	国総物第103号
	国総事第118号
	国都景歴第190号
	国道総第618号
	国道企第127号
	国鉄総第513号
	国鉄都第245号
	国鉄事第878号
	国鉄施第359号
	国自旅第554号
	国海内第257号
	国海外第458号
	国港総第752号
	国空総第1328号

	観参第789号
	国官総第235号
令和6年6月21日	国総地第87号
	国総モ第29号
	国総公第33号
	国都公景第53号
	国道総第106号
	国道企第49号
	国鉄総第104号
	国鉄都第87号
	国鉄事第190号
	国鉄施第51号
	国自物第80号
	国自旅第107号
	国海内第53号
	国海外第140号
	国港総第199号
	国空総第244号
	観参第169号
	国官総第36号
令和7年3月31日	国総地第220号
	国総モ第102号
	国総公第127号
	国都公景第282号
	国道総第651号
	国道企第132号
	国鉄総第555号
	国鉄都第226号
	国鉄事第628号
	国鉄施第302号
	国自物第694号
	国自旅第343号
	国海内第288号
	国海外第739号
	国港総第779号
	国空総第1123号
	観観戦第73号
	観参第741号
	国官総第322号

この交付要領は、観光振興事業費補助金交付要綱（令和7年3月31日 国総地第219号、国総モ第101号、国総公第126号、国都公景第281号、国道総第650号、国道企第131号、国鉄総第553号、国鉄都第225号、国鉄事第627号、国鉄施第301号、国自物第693号、国自旅第342号、国海内第287号、国海外第737号、国港総第778号、国空総第1122号、観観戦第72号、観参第740号、国官総第321号。以下「交付要綱」という。）のほか、観光振興事業費補助金の交付等観光振興事業の実施に当たって必要な事項を定める。

※本資料は、地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業の抜粋版となります。

I. 共通事項

1. 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに交付要綱の定めるところによる。

2. 定義

交付要綱第2条第2号に定める「訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある市区町村」は、次の①から③までに該当するものとして別表で定める市区町村、又は訪日外国人旅行者の来訪が増加することが見込まれ、受入環境整備の必要性が特に認められる市区町村とする。

①訪日外国人旅行者の来訪が多い市区町村

- ②世界遺産、日本遺産、国営公園、国立公園満喫プロジェクトを実施している国立公園又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく重要伝統的建造物群保存地区（以下「重要伝統的建造物群保存地区」という。）等が所在する市区町村
- ③国際的なイベント等の開催を予定している市区町村

3. 軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第9条第1項第1号ただし書、第40条第1項第1号ただし書及び第61条第1項第1号ただし書に規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第1関係別紙1に記載の「申請する事業の目的・内容」又は「補助対象となる経費の総額」の変更

IX. 地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業

1. 共通事項

①事業実施について

地域における受入環境整備促進事業補助金のうち、地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業関係について、補助対象事業者は、交付申請書に当該補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付して、地方運輸局等に提出する。

②立地要件

訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域。

なお、以下の事業について優先的に採択する。

- ・「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針」に基づき観光危機管理計画を策定した地域の事業
- ・「地域防災計画」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域の事業
- ・日本政府観光局により、上位のカテゴリーに認定されている又は認定の見込みがある観光案内所を補助対象とする事業

③補助対象外となる経費

次に掲げる経費は、補助対象としない。

- ・土地の取得、賃借に要する経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費
- ・消耗品、保険料、SIMカードや通信費等のランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費
- ・人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する費用

④多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、中国語（簡体字/繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うこととする。また、翻訳に際しては校正（※）を実施すること。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売プロジェクトチーム」が策定した「小売業の多言語ガイドライン」、観光庁が策定した「観光ピクトグラム」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

※校正とは

翻訳される言語を第一言語とする者や通訳案内士等の第三者が誤訳やスペルミス、文法の誤り等を指摘・訂正することで、必ずしもネイティブでない外国人にも十分伝わる、わかりやすさを重視した平明な言語・文章とすること。

⑤無料公衆無線LAN環境の整備について

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」の掲出に関しての登録申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。

利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用（※1）を導入することとする。（※2）

1) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）

（※1）利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

（※2）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
 - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。
- (※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。

2. 災害時の観光施設等における避難所機能の強化

①基本的な考え方

災害時に訪日外国人旅行者を受け入れる観光施設等における避難所機能の強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援するものである。

②補助対象事業者

観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者を補助対象事業者とする。

③補助対象要件

1) 補助対象施設等

本補助事業の対象となる観光施設等(以下「補助対象施設等」という。)とは訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れると推定される以下のものとする。

ただし補助対象事業者であっても、宿泊事業及び交通事業に係る施設の整備は補助対象外とする。

- ・由緒があり建築的に優れている、文化財を所蔵・附帯している、又は境内(庭園を含む。)が優れている神社、寺院、又は教会
- ・古代から近世に至る軍事や行政等としての目的で建造された城跡、城郭、又は宮殿
- ・鑑賞や散策などのために造成された庭園又は公園
- ・動植物を飼育し展示している動植物園又は水族館
- ・歴史的資料、科学的資料、又は美術作品を展示している博物館又は美術館
- ・特徴的な概念(テーマ)を表現し、体験するために作られたテーマ公園又はテーマ施設
- ・「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成30年4月改訂 又は 令和5年3月改訂)に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、認定されている又は認定の見込みがある観光案内所
※申請にあたり新たに認定を受けようとする又は更新を行う観光案内所は、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(令和5年3月改訂)を参照することとする。
- ・国土交通省により登録されている「道の駅」、「みなとオアシス」等
- ・上記以外で訪日外国人旅行者の利用が見込まれる観光施設等

2) その他要件

- 災害時の利用について、関係地方公共団体との調整が整っていること。
- 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。
- 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や当該施設等が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。
- ii)又はiii)の後、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。
- 災害時において、訪日外国人旅行者の求めに応じて、災害情報、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内するとともに、情報端末の充電、トイレ利用、避難所利用等のサービスを無料で提供すること。また、これらの提供サービスの内容については、多言語で分かりやすく表示しておくこと。
※災害時の情報提供にあたっては、『外国人旅行者向け「伝わる表現」用語集」(令和3年3月策定)を参考とする。
- 災害時において、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、英語及びその他の外国語による対応も可能であること。
- 広く開放しているトイレを対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない箇所内に所在するトイレ及び地域住民の利用が主たるトイレは除くものとする。
対象となるトイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はピクトグラムにより表示すること。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、整備した機器等が確実に使用できる状態を維持することを目的とした平時の使用を前提とする整備についても補助対象とする。

1) トイレ

以下の整備に要する経費

- ・洋式便器の新設・増設
- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の交換（温水洗浄便座の新設又は便器の高機能化を伴う洋式便器の交換）
- ・清潔機能向上整備※
- ・洗面器（自動水栓化等）
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・室内空調設備
- ・案内標識（多言語又はピクトグラム等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトグラムや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
※清潔機能向上整備とは、トイレ施設内の床・壁面（建具を含む。）において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備を言う。

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入及び設置に要する経費は経費に含めることとする。

ただし、以下の整備は補助対象としない。

- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外のトイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管及び浄化槽の設置等）
- ・躯体の新設工事
- ・発電設備
- ・ポンプ等の機械設備

2) 災害用トイレ

- ・訪日外国人旅行者が災害時に使用するトイレの整備に要する経費

3) 非常用電源装置

- ・災害時において外部からの電源供給、燃料の補給が途絶えた状況にあって、「③2）その他要件」に示した災害時の訪日外国人旅行者への対応業務を実施するために必要な電池容量又は燃料タンク容量を確保できる非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費
- ・電源の利用は、観光案内所や避難所の運営に必要な範囲に限る。
- ・安定的に電源供給が可能な機器であれば、太陽光発電等も補助対象とする。

4) 情報端末への電源供給機器

- ・災害時において訪日外国人旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する経費
- ・情報端末への電源供給機器のみの申請は、原則として補助対象外とする。ただし、非常用電源装置を既に備えている又は本支援措置により備える予定であり、災害時における電源供給が可能な場合には補助の対象となる。

5) 避難所機能に係る施設整備・改良

- ・訪日外国人旅行者の避難に係る備蓄倉庫や避難スペース等の避難所機能に係る施設整備・改良に要する経費

6) 衛星を利用した通信環境の整備

- ・災害時において、訪日外国人旅行者への適切な情報発信や安全な避難・帰国に必要な大使への連絡等を補助対象施設職員等が行うための通信環境機器の整備に要する経費
- ・衛星を利用した通信環境の整備のみの申請は、原則として補助対象外とする。ただし、非常用電源装置を既に備えている又は本支援措置により備える予定であり、災害時における電源供給が可能な場合には補助の対象となる。

7) 案内標識

- ・多言語又はピクトグラム等により、1) から 5) の施設等を示す標識や施設等の場所まで誘導することを目的に設置する看板等に要する経費

8) 案内表示

- ・1) から 5) の施設等に関するピクトグラムや使用方法を説明する多言語表示の設置等に要する経費

9) その他

- ・避難所機能強化に係る整備に附随する経費

3. 災害時の観光施設等における多言語対応機能の強化

①基本的な考え方

災害時に訪日外国人旅行者の避難誘導を行う観光施設等における多言語対応を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援するものである。

②補助対象事業者

観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者を補助対象事業者とする。

③補助対象要件

1) 補助対象施設等

本補助事業の対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）とは、2. ③1) 補助対象施設等の通りとする。ただし補助対象事業者であっても、宿泊事業及び交通事業に係る施設の整備は補助対象外とする。

2) その他要件

- i) 災害発生時の避難誘導について、関係地方公共団体との調整が整っていること。
- ii) 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。
- iii) 災害の発生が補助対象施設等の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や当該施設等が存在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。
- iv) ii) 又は iii) の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。
- v) 災害時において、訪日外国人旅行者の求めに応じて、災害情報、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内すること。
※災害時の情報提供にあたっては、『外国人旅行者向け「伝わる表現」用語集』（令和3年3月策定）を参考とする。
- vi) 災害の発生時において、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、英語及びその他の外国語による対応も可能であること。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 多言語案内機能の整備

i) デジタルサイネージ

- ・災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報について、多言語による発信を目的としたデジタルサイネージの整備に要する経費（コンテンツ作成を含む。）
- ・既存のデジタルサイネージに、全国瞬時警報システム（Jアラート）等により災害時等に訪日外国人旅行者が必要となる情報（緊急地震速報、各種気象警報は必須とする）を多言語で表示するための受信機器等の導入に関する経費及び導入に関わるシステム改修経費（いわゆるランニングコストや保証費等の管理・運営に関する経費は対象外）。
※③補助対象要件を満たす施設のほか、多数の訪日外国人旅行者への情報伝達が可能な観光地等に設置されたデジタルサイネージに導入する場合も補助対象とする。

ii) 多言語案内・翻訳用タブレット端末

スタッフが災害時に訪日外国人旅行者に直接情報を伝達するために、補助的に使用することを目的としたインターネット接続多言語案内・翻訳用タブレット端末及びカバー等付属品に要する経費

iii) 多言語案内・翻訳システム機器

スタッフが災害時に訪日外国人旅行者に対して直接情報を伝達するために、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器及びカバー等付属品に要する経費

iv) 案内標識

補助対象施設等における観光案内所や避難所等の場所を訪日外国人旅行者に案内することを目的とした多言語での案内標識の整備に要する経費

v) 掲示物・配布物

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報を多言語で伝達するための掲示物・配布物（避難所マップ等）について、その作成等に要する経費（その掲出物等の多言語化に必要な翻訳費を含む。）

vi) ホームページ

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報を多言語により発信することを目的としたホームページの作成に要する経費（ホームページの多言語化に必要な翻訳費を含む。）

ホームページは新規に作成するもののほか、既存のホームページの多言語化及びスマートフォン対応の改修についても対象とする。新規又は改修するホームページは、スマートフォン対応を必須とする。

vii) 案内放送

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報について、案内放送の多言語化に要する経費

2) 無料公衆無線LAN環境の整備

1) に係る設備を利用するために必要となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費（セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。）

3) 多言語対応拡声器

災害時に施設職員等が訪日外国人旅行者に対して複数の言語で避難情報を円滑に伝達するための機器の整備に要する経費

4) 多言語対応 AED (自動体外式除細動器)

災害時に日本人のみならず訪日外国人旅行者であっても救命措置をスムーズに行うことを目的とした、多言語で救命措置の案内を行うことができる AED の整備に要する経費

5) スタッフ研修

多言語対応研修、視察研修、災害対応訓練研修に要する経費

6) その他

多言語対応機能に係る整備に附随する経費

4. 訪日外国人患者受入機能の強化

①基本的な考え方

訪日外国人患者（医療が必要となる訪日外国人旅行者）を受け入れる医療機関における受入機能強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援するものである。

②補助対象事業者

病院・診療所等を設置し、又は管理する者を補助対象事業者とする。

③補助対象要件

1) 補助対象施設

本補助事業の対象となる病院・診療所等（以下「補助対象施設」という。）とは、病院、診療所、歯科診療所とし、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」（観光庁・厚生労働省）に登録されている、または登録の見込みがあるものとする。

2) その他要件

i) キャッシュレス決済環境

訪日外国人患者が容易に利用できるよう、整備したキャッシュレス決済の利用方法について、多言語で表示すること。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 多言語案内機能の整備

i) デジタルサイネージ

受診時に訪日外国人患者が必要となる情報について、多言語による発信を目的としたデジタルサイネージの整備に要する経費（コンテンツ作成を含む。）

ii) 多言語案内・翻訳用タブレット端末

スタッフが受診する訪日外国人患者に直接情報を伝達するために、補助的に使用することを目的としたインターネット接続多言語案内・翻訳用タブレット端末及びカバー等付属品の整備に要する経費

iii) 多言語案内・翻訳システム機器

スタッフが受診する訪日外国人患者に対して直接情報を伝達するために、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器及びカバー等付属品の整備に要する経費

iv) 案内標識

補助対象施設等の場所を訪日外国人患者に案内することを目的とした多言語での案内標識の整備に要する経費

v) 案内表示

補助対象施設等内のピクトサインや施設利用に必要な情報の多言語表示の設置等に要する経費

vi) 掲示物・配布物

訪日外国人患者が診療にあたり必要となる情報に係る掲示物・配布物（請求書、同意書等）の多言語化に要する経費（多言語化に必要な翻訳費を含む。）

vii) ホームページ

訪日外国人患者が診療にあたり必要となる情報の多言語による発信を目的としたホームページの作成に要する経費（多言語化に必要な翻訳費を含む。）

ホームページは新規に作成するもののほか、既存のホームページの多言語化及びスマートフォン対応の改修についても対象とする。新規又は改修するホームページは、スマートフォン対応を必須とする。

viii) 案内放送

訪日外国人患者が診療にあたり必要となる情報に関する案内放送の多言語化に要する経費

2) 無料公衆無線 LAN 環境の整備

1) に係る設備を利用するために必要となる無料公衆無線 LAN 環境の整備に要する経費（セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。）

3) キャッシュレス決済環境

以下の整備に要する経費。

・キャッシュレス決済環境の整備（現金を併用する機器について、見積書等においてキャッシュレスに関わる

部分の費用按分ができない場合は補助対象外とする)

・ソフトウェアの購入

・LAN 環境の整備（セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。）

4) スタッフ研修

訪日外国人患者受入対応研修、視察研修に要する経費

5) その他

訪日外国人患者受入機能に係る整備に附随する経費

5. 災害時等における観光危機管理の強化

①基本的な考え方

災害時等の訪日外国人旅行者対応のための観光危機管理の強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光危機管理の強化を支援するものである。

②補助対象事業者

地方公共団体

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

i) 観光危機管理に関する計画の策定・改定

観光危機管理に関する計画の策定・改定に向けた現地調査、関係者との調整、コンサルティングに要する経費

※地域における地域防災計画について、訪日外国人旅行者を含めた観光客の視点に係る記載を追加することも補助対象とする。

※地域防災計画の改正等にあわせて、観光危機管理に関する内容を追加する場合には、見積書等で観光危機管理に該当する部分とその他の部分で明確に分けることを必須とする。

※観光危機管理に関しては、観光庁発行の「観光危機管理計画等作成の「手引き」」や「非常時における訪日外国人旅行者対応マニュアル作成のための指針」を参照したものとする。

ii) 観光危機管理に関する計画に基づく訓練

観光危機管理に関する計画に基づく訓練の実施に要する経費

iii) その他

観光危機管理に関する計画の策定及び訓練に附随する経費